

議案第55号

さいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例の制定について

さいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例

(さいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第1条 さいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理事業施行規程（平成13年さいたま市条例第250号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(清算金の分割徴収又は分割交付) 第25条 [略] 2 [略] 3 清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合には、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から利子を付するものとする。 <u>4 前項に規定する利子の利率は、法第103条第4項の規定による換地処分</u> <u>の公告のあった日の翌日における法定利率（分割徴収する場合には、財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財政融資資金をいう。）の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が法定利率を超えるときは、法定利率））とする。</u> <u>(1) 償還方法 元利均等半年賦償還</u> <u>(2) 金利方式 固定金利方式</u>	(清算金の分割徴収又は分割交付) 第25条 [略] 2 [略] 3 清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合には、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から <u>利率年6パーセントの</u> 利子を付するものとする。

<u>(3) 償還期間</u> 5年以内	
<u>(4) 据置期間</u> なし	
<u>5</u> [略]	<u>4</u> [略]
<u>6</u> [略]	<u>5</u> [略]
<u>7</u> [略]	<u>6</u> [略]
<u>8</u> [略]	<u>7</u> [略]
<u>9</u> [略]	<u>8</u> [略]

(さいたま都市計画事業東浦和第二土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第2条 さいたま都市計画事業東浦和第二土地区画整理事業施行規程 (平成13年さいたま市条例第252号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(清算金の分割徴収又は分割交付)	(清算金の分割徴収又は分割交付)
第25条 [略]	第25条 [略]
2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、 <u>第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から</u> 利子を付するものとする。	2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、 <u>年6パーセントとする。この場合において、当該清算金に付すべき利子は、第1回の徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から</u> 付すものとする。
3 前項に規定する利子の利率は、 <u>法第103条第4項の規定による換地処分</u> の公告のあった日の翌日における法定利率(分割徴収する場合には、 <u>財政融資資金(財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第2条の財政融資資金をいう。)</u> の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率(当該利率が法定利率を超えるときは、法定利率))とする。	
<u>(1) 償還方法 元利均等半年賦償還</u>	
<u>(2) 金利方式 固定金利方式</u>	
<u>(3) 償還期間 5年以内</u>	
<u>(4) 据置期間 なし</u>	
<u>4</u> [略]	<u>3</u> [略]
<u>5</u> [略]	<u>4</u> [略]
<u>6</u> [略]	<u>5</u> [略]
<u>7</u> [略]	<u>6</u> [略]

8 [略]	7 [略]
9 [略]	8 [略]

(さいたま都市計画事業浦和東部第一特定土地区画整理事業施行規程の一部改正)
 第3条 さいたま都市計画事業浦和東部第一特定土地区画整理事業施行規程（平成13年さいたま市条例第253号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(清算金の分割徴収又は分割交付)	(清算金の分割徴収又は分割交付)
第26条 [略]	第26条 [略]
2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、 <u>第1回の分割徴収し又は分割交付すべき期日の翌日から</u> 利子を付するものとする。	2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、 <u>当該清算金に付すべき利子の利率は、年6パーセントとし、第1回の徴収し、又は分割交付すべき期限の翌日から</u> 付すものとする。
3 前項に規定する利子の利率は、 <u>法第103条第4項の規定による換地処分</u> の公告のあった日の翌日における法定利率（分割徴収する場合にあつては、 <u>財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財政融資資金をいう。）の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が法定利率を超過ときは、法定利率）</u> ）とする。 <u>(1) 償還方法 元利均等半年賦償還</u> <u>(2) 金利方式 固定金利方式</u> <u>(3) 償還期間 5年以内</u> <u>(4) 据置期間 なし</u>	
4 [略]	3 [略]
5 [略]	4 [略]
6 [略]	5 [略]
7 [略]	6 [略]
8 [略]	7 [略]
9 [略]	8 [略]

(さいたま都市計画事業南与野駅西口土地区画整理事業施行規程の一部改正)
 第4条 さいたま都市計画事業南与野駅西口土地区画整理事業施行規程（平成13年

さいたま市条例第256号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(清算金の分割徴収又は分割交付)	(清算金の分割徴収又は分割交付)
第27条 [略]	第27条 [略]
2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、 <u>第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から</u> 利子を付するものとする。	2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、 <u>当該清算金に付すべき利子の利率は、年6パーセントとし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から</u> 付するものとする。
3 前項に規定する利子の利率は、 <u>法第103条第4項の規定による換地処分</u> の公告のあった日の翌日における法定利率(分割徴収する場合には、 <u>財政融資資金(財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第2条の財政融資資金をいう。)</u> の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率(当該利率が法定利率を超えるときは、法定利率))とする。 (1) 償還方法 元利均等半年賦償還 (2) 金利方式 固定金利方式 (3) 償還期間 5年以内 (4) 据置期間 なし	
<u>4</u> [略]	<u>3</u> [略]
<u>5</u> [略]	<u>4</u> [略]
<u>6</u> [略]	<u>5</u> [略]
<u>7</u> [略]	<u>6</u> [略]
<u>8</u> [略]	<u>7</u> [略]
<u>9</u> [略]	<u>8</u> [略]
<u>10</u> [略]	<u>9</u> [略]

(さいたま都市計画与野駅西口土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第5条 さいたま都市計画与野駅西口土地区画整理事業施行規程(平成15年さいたま市条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合には、<u>第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から利子を付するものとする。</u></p> <p>6 <u>前項に規定する利子の利率は、法第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日における法定利率（分割徴収する場合には、<u>財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財政融資資金をいう。）の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が法定利率を超えるときは、法定利率））とする。</u></u></p> <p>(1) <u>償還方法 元利均等半年賦償還</u></p> <p>(2) <u>金利方式 固定金利方式</u></p> <p>(3) <u>償還期間 5年以内</u></p> <p>(4) <u>据置期間 なし</u></p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>9 [略]</p>	<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項の規定により清算金を分割徴収する場合には、<u>当該清算金に付すべき利子の利率は、年6パーセントとする。</u></p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p>

(さいたま都市計画事業指扇土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第6条 さいたま都市計画事業指扇土地区画整理事業施行規程（平成16年さいたま市条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p>	<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p>

<p>第26条 [略]</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、<u>第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から利子を付するものとする。</u></p> <p>3 前項に規定する利子の利率は、<u>法第103条第4項の規定による換地処分</u>の公告のあった日の翌日における法定利率（分割徴収する場合には、<u>財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財政融資資金をいう。）の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が法定利率を超えるときは、法定利率）</u>）とする。</p> <p>(1) 償還方法 <u>元利均等半年賦償還</u></p> <p>(2) 金利方式 <u>固定金利方式</u></p> <p>(3) 償還期間 <u>5年以内</u></p> <p>(4) 据置期間 <u>なし</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>10 [略]</p>	<p>第26条 [略]</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、<u>当該清算金に付すべき利子の利率は、年6パーセントとし、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から付すものとする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>9 [略]</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（さいたま都市計画事業江川土地区画整理事業施行規程の一部改正）

第7条 さいたま都市計画事業江川土地区画整理事業施行規程（平成17年さいたま市条例第119号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(清算金の分割徴収又は分割交付)	(清算金の分割徴収又は分割交付)
<p>第23条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、<u>第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から利子を付</u></p>	<p>第23条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、<u>当該清算金に付すべき利子の利率は、年6パーセントとする。</u></p>

<p>するものとする。</p> <p>6 前項に規定する利子の利率は、<u>法第103条第4項の規定による換地処分</u>の公告のあった日の翌日における法定利率（分割徴収する場合にあっては、<u>財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財政融資資金をいう。）</u>の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が法定利率を超えるときは、法定利率））とする。</p> <p>(1) 償還方法 元利均等半年賦償還</p> <p>(2) 金利方式 固定金利方式</p> <p>(3) 償還期間 5年以内</p> <p>(4) 据置期間 なし</p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>10 [略]</p>	<p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>9 [略]</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------

（さいたま都市計画事業岩槻駅西口土地区画整理事業施行規程の一部改正）

第8条 さいたま都市計画事業岩槻駅西口土地区画整理事業施行規程（平成17年さいたま市条例第121号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、<u>第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から</u>利子を付するものとする。</p> <p>3 前項に規定する利子の利率は、<u>法第103条第4項の規定による換地処分</u>の公告のあった日の翌日における法定利率（分割徴収する場合にあっては、<u>財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財政融資資金をいう。）</u>の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が法定利率を超え</p>	<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、<u>当該清算金に付すべき利子は、年6パーセントとし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付すもの</u>とする。</p>

るときは、法定利率)) とする。	
(1) 償還方法 元利均等半年賦償還	
(2) 金利方式 固定金利方式	
(3) 償還期間 5年以内	
(4) 据置期間 なし	
4 [略]	3 [略]
5 [略]	4 [略]
6 [略]	5 [略]
7 [略]	6 [略]
8 [略]	7 [略]
9 [略]	8 [略]
10 [略]	9 [略]

(さいたま都市計画事業大門下野田特定土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第9条 さいたま都市計画事業大門下野田特定土地区画整理事業施行規程（平成25年さいたま市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(清算金の分割徴収又は分割交付)	(清算金の分割徴収又は分割交付)
第25条 [略]	第25条 [略]
2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、 <u>第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から</u> 利子を付するものとする。	2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、 <u>当該清算金に付すべき利子の利率は、年6パーセントとし、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から付すものとする。</u>
3 前項に規定する利子の利率は、 <u>法第103条第4項の規定による換地処分</u> の公告のあった日の翌日における法定利率（分割徴収する場合には、 <u>財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財政融資資金をいう。）の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が法定利率を超えるときは、法定利率）</u> ）とする。	
(1) 償還方法 元利均等半年賦償還	
(2) 金利方式 固定金利方式	
(3) 償還期間 5年以内	
(4) 据置期間 なし	

<u>4</u> [略]	<u>3</u> [略]
<u>5</u> [略]	<u>4</u> [略]
<u>6</u> [略]	<u>5</u> [略]
<u>7</u> [略]	<u>6</u> [略]
<u>8</u> [略]	<u>7</u> [略]
<u>9</u> [略]	<u>8</u> [略]
<u>10</u> [略]	<u>9</u> [略]

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。